

若年者に対する新たな処分 （検討課題等）（4）

若年者に対する新たな処分（検討課題等）（４）

考えられる制度の概要

1 概要

(1) 趣旨・目的

- 少年法における「少年」の上限年齢が引き下げられ、１８歳及び１９歳の者が保護処分の対象から外れることとなった場合、比較的軽微な罪を犯した１８歳及び１９歳の者に対し、改善更生に必要な処遇や働き掛けを行うことを可能にするという目的で「若年者に対する新たな処分」（以下「本処分」という。）を行う制度を設ける。
- 本処分は、対象者が罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度で、かつ、対象者の改善更生を目的として、要保護性に応じて行うものとする。

(2) 対象者

- 比較的軽微な罪を犯し、検察官において訴追を必要としないと判断した１８歳及び１９歳の者を対象者とする。

2 処分の内容等

(1) 保護観察処分

- 保護観察処分を設けるものとする。
- 保護観察処分に付された者に対しては、保護観察処分少年に対する保護観察と同様の保護観察を行うものとする。
- 保護観察所長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

(2) 不処分

- 本処分に付することができず、又は本処分に付する必要がないときは、不処分としなければならないものとする。

3 手続

- 検察官が訴追を必要としないため公訴を提起しないとの判断を示した者について、その全てを本処分の手続の対象とする。
- 家庭裁判所は、少年保護事件における家庭裁判所調査官による調査と同様の調査等によって要保護性の判断に必要な資料を収集する。
- 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができることとする。また、家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることができることとする。
- 家庭裁判所は、少年審判と類似の非公開の審判を経て処分を行うか否か等の判断を行う。
- その他必要な手続を整備する。

【検討課題】

1 概要

- 20歳以上の者も対象とするか。
 - ・ 現行法の下において保護処分の対象となっていない20歳以上の者を本処分の対象とすることについての必要性及び相当性があるか。

2 処分の内容等

(1) 施設収容処分

- 必要性及び相当性
 - ・ 本処分の対象者について、保護観察では足りず、施設に収容して改善更生を図るべき事案は、どのような事案であり、どの程度想定されるか。
 - ・ 施設収容処分を行うべき事案があるとして、処遇効果を上げるために必要な期間施設に収容することは、罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内で行う本処分として許容されるか。
- 収容期間
 - ・ 処遇効果を上げるために必要な収容期間はどの程度か。
 - ・ 比較的軽微な罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内の処分として正当化される収容期間はどの程度か。
- 収容場所として、どのような施設がふさわしいか。
- 被収容者に対してどのような処遇を行うか。

(2) 保護観察処分

- 以下の要件を満たすときに保護観察処分を行うものとするか。
 - ・ 審判条件があること。
 - ・ 犯罪事実が認められること。
 - ・ 要保護性が認められること。
 - ・ 保護観察処分に付することが相当と認められること。
- 保護観察の期間をどの程度とし、どのように定めることとするか。
 - ・ 期間及びその定め方
 - A案** 保護観察期間を法定する。
 - A-1** 「1年」とする。
 - A-2** 「2年」とする。
 - B案** 法律上は上限を定め、個々の事案ごとに家庭裁判所が保護観察期間を定めるものとする。
 - B-1** 「1年以下」とする。
 - B-2** 「2年以下」とする。
 - ・ 法益を侵害したことに對して非難可能な限度で正当化される期間を、個々の事案において適切に定めることができるか。
- 対象者が保護観察の遵守事項に違反したときにとり得る措置
 - ・ 以下の措置をとることができるものとするか。

- ① 施設に収容して処遇を行うこと。
- ② 保護観察の見直しのために少年鑑別所で調査（在宅・収容）を行うこと。
- ・ その他

3 手続

(1) 対象及び判断主体

- 家庭裁判所が刑事処分相当を理由として検察官に送致する仕組みを設けるか。
- 刑事裁判所が本処分相当を理由として家庭裁判所に移送する仕組みを設けるか。
 - ・ この仕組みを設けることは、本処分と刑事処分との関係と整合するか。

(2) 少年鑑別所の鑑別

- 在宅による鑑別
 - ・ 在宅による鑑別を行うことができることとするか。
- 施設収容する鑑別（観護措置）
 - ・ 施設収容して行う鑑別（観護措置）を設けるか。同措置の目的をどのように考えるか、その必要性及び相当性があるか。また、これを設ける場合、収容期間、手続、不服申立てをどのようなものとするか。

(3) その他

- 手続の開始
 - ・ どのような場合に家庭裁判所の手続が開始されることとするか。
- 調査又は審判への呼出しに応じない者に対する措置
 - ・ 家庭裁判所が呼出状又は同行状を発することができることとするか。
- 検察官又は弁護士等の関与
 - ・ 検察官関与制度を設けるか。
 - ・ 弁護士等の関与の制度を設けるか。
- 本人等による記録・証拠物の閲覧・謄写
 - ・ 本人等による記録及び証拠物の閲覧・謄写の要件、対象及び手続をどのようなものとするか。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度
 - ・ 被害者等による記録の閲覧・謄写の制度を設けるか。
 - ・ 被害者等の申出による意見の聴取の制度を設けるか。
 - ・ 被害者等による審判の傍聴の制度を設けるか。
 - ・ 被害者等に対する説明の制度を設けるか。
 - ・ 被害者等に対する通知の制度を設けるか。
 - ・ 刑事手続に付随する損害賠償命令制度と同様の制度を設けるか。

- 審判不開始
- 審判の方式
 - ・ 供述を強いられることはないこと及び審判事由を告げ，陳述の機会を与える等の手続について，どのように規定するか。
 - ・ その他に審判の方式として法定すべきものはあるか。
- 没取
 - ・ 没取に相当する処分を行うことができることとするか。
- 不服申立て
 - ・ 不服申立てを行うことができる者，理由，手続等をどのようなものとするか。
- 本処分の効力
 - ・ 本処分に保護処分と同様の効力を与えることとするか。
- 処分間の調整
 - ・ 本処分と刑事処分，本処分と保護処分，本処分と本処分とが競合等する場合における調整等をどのようなものとするか。
- 処分の取消し
 - ・ 本処分を取り消す制度を設けるか。その趣旨・目的，要件，対象，手続等をどのようなものとするか。
- その他